平成２４年（フ）第４８５号
埼玉県鴻巣市滝馬室235番地２　205号室ハイツスリーナイン
債務者　癸生川雅夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
さいたま市北区本郷町67番地２　コーポこみね101
債務者　大黒　　学
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７８号
埼玉県川口市西青木４丁目１番28号　マルゴコーポ102号
債務者　赤嶺　秀一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８６号
埼玉県幸手市大字千塚806番地３
債務者　後藤　勇壽
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９１号
埼玉県上尾市大字今泉509番地５　ハイツみずの103
債務者　伊藤　元子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９４号
埼玉県川口市大字小谷場296番地
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
埼玉県鴻巣市大間２丁目２番47―106号　フォレストバード
債務者　新川　良子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５０号
埼玉県川口市西青木３丁目３番13―307号　スカイコート西川口第２、旧住所東京都文京区後楽１丁目８番13号　ハイツ文京
債務者　柿鶴　健治
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５５号
埼玉県川口市大字峯818番地の19
債務者　田村喜代司
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
埼玉県川口市大字峯818番地の19
債務者　田村　清美（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
千葉県成田市東町221番地４
債務者　浪川　和子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９７号
千葉県成田市東町221番地４
債務者　浪川久珠子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９８号
千葉県成田市東町221番地４
債務者　浪川　揺子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０８号
千葉県印旛郡栄町安食2957番地４
債務者　齋藤　勝成
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６号
千葉県袖ケ浦市奈良輪521番地　レインボーハイツ108
債務者　上田　宗徳
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３７号
千葉県君津市北久保１丁目４番１号　402
債務者　吉田　孝之
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７３１号
愛知県尾張旭市新居町寺田2953番地４
債務者　江口　浩司
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７号
三重県伊勢市宮後３丁目７番63号
債務者　山下　幸徳
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで津地方裁判所伊勢支部破産係